

東北文化学園大学 課外活動ガイドライン

学長制定【2021/11/10】

改正【2021/12/23】

改正【2022/6/1】

改正【2023/3/1】

改正【2023/5/1】

この課外活動ガイドラインは、

「東北文化学園大学新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動指針（BCP）」
に応じた、安全な課外活動のために定めたものです。状況に応じて、適宜改正
することがあります。

目的：学生、教職員及びその家族の健康と安全を確保しつつ、安心して教育研究活動を行うことのできる環境を維持する。

目標：（１）大学における感染の連鎖を防止すること

（２）学生の学修機会を確保し、例年と同程度に近い単位修得を実現する。

戦略：対面指導を必須としない授業については、ネットやその他の通信手段を活用した遠隔授業を実施する体制を整備し、感染拡大の状況に応じて、対面型授業と遠隔授業を適切に組み合わせて実施する。感染の拡大状況に応じて、学修活動以外の学生による課外活動については自粛を要請、状況に応じて禁止する。安全な会議のあり方、勤務体制を構築する。

BCPは全学共通を原則とするが、感染状況に応じて、部局ごと又は活動内容ごとの適用とすることもある。このBCPは状況の変化に応じて随時見直す。

ALERT Level		授業・実習	研究活動	課外活動	各会議	勤務体制*
0	Blue					
1	Green	感染拡大防止に最大限の配慮* をの対面授業を継続。 ・遠隔授業*も可とする。 ・感染拡大防止が困難な演習・実習は代替授業・延期等を検討。	感染拡大防止に最大限の配慮* をして実施。	感染拡大に最大限の 配慮*をした活動は 許可。	感染拡大防止に最大限 の配慮*。 オンライン会議を推奨。	感染拡大防止に最大限の配慮*をし つつ、ほぼ通常の勤務体制。
2	Yellow	感染拡大防止に最大限の配慮* をの対面授業を継続。 ・当該クラス等の学生は入構を 禁止、遠隔授業*で対応。	感染拡大防止に最大限の配慮* をして実施。	感染拡大に最大限の 配慮*をした活動は 許可。	感染拡大防止に最大限 の配慮*。 オンライン会議を推奨。	感染拡大防止に最大限の配慮*をし つつ、ほぼ通常の勤務体制。 シフト勤務を工夫して対応。
2.5	Yellow -high	原則、遠隔授業* ・教員の在宅勤務を許容 ・学生は原則入構禁止 ・遠隔授業受講の Wi-fi 利用学 生の入構は許可 ・感染拡大防止に最大限の配慮* をした演習・実習は許可	研究活動継続に必要な研究ス タッフ（大学院生・研究員） の入構を許可。 ・滞在時間を削減 ・在宅での研究活動を推奨	原則、禁止	感染拡大防止に最大限 の配慮*をした最小限の 対面会議を許すが、原則 として、オンライン会 議。	一部の業務の遅滞を許容。 感染拡大防止に最大限の配慮*をし つつ、職員の時差出勤と業務内容 によって在宅勤務を推奨。
3	Orange	遠隔授業*のみ ・教員の在宅勤務を許容 ・学生は入構禁止 ・演習・実習は中止又は延期	研究スタッフ（大学院生・研 究員）の入構は、装置の機能 維持等に限定。	全面禁止	原則、オンライン会議	重要業務を継続するために必要最小 限の人数が交替で短時間勤務。交代 時の面談を禁止。 その他の職員は、原則、在宅勤務*。
4	Red	遠隔授業*のみ ・教員の在宅勤務を許容 ・学生は入構禁止 当該機関の要請内容によっては 教員も入構禁止、在宅勤務。	装置等の最低限の機能維持以 外の入構を禁止。 ・入構は許可制、記録を取る。	全面禁止	オンライン会議	Level3 体制を厳格化、入構記録を取 る。 当該機関の要請によっては、重要な 管理業務及び緊急業務以外の入構禁 止、在宅勤務。

学生が遵守すべき事項

- ☐ マスク着用は個人の判断とする
- ☐ こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
- ☐ 3密を避けること（3密とは・・・①密閉、②密集、③密接）
- ☐ 狭いサークル室内で活動する場合は、ドアや窓を開放する等換気をよくすること
- ☐ 感染防止のために大学が決めたその他の措置の順守、大学の指示に従うこと
- ☐ 以下の事項に該当する場合は、利用を見合わせる
 - ・体調が良くない場合（発熱、咽頭痛、咳、頭痛などの症状がある場合）
 - ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる場合
- ☐ 患者あるいは施設利用者との接触の機会がある学外実習前1週間は課外活動への参加を行わないこと
- ☐ 空気の流れができるよう、2方向の窓を、1回、数分間程度、全開にすること。換気回数は毎時2回以上確保すること。

活動の段階的再開計画

BCP レベル	内容	
2.5	・公式な大会等が予定されている団体に限り顧問、監督、教職員のいずれかが同席の場合、活動を認めることがある。 ・事前予約が必要。活動開始の1週間前までに学生課へ「課外活動計画書」を提出し、原則2日前までに許可を得ること。 ・活動する際の人数は10名までとする。 ・活動時間（屋内・屋外）3時間以内とする。 ただし、スポーツ強化支援対象の指定を受けた団体は「課外活動計画書」を考慮して、人数制限・時間制限を緩和することがある。 ・シャワー室の利用不可	
2.0	B	・顧問、監督、教職員のいずれかが同席の場合、活動を認めることがある。 ・事前予約が必要。活動開始の1週間前までに学生課へ「課外活動計画書」を提出し、原則2日前までに許可を得ること。 ・活動する際の人数は15名までとする。 ・活動時間（屋内・屋外）3時間以内とする。 ただし、スポーツ強化支援対象の指定を受けた団体は「課外活動計画書」を考慮して、人数制限・時間制限を緩和することがある。 ・シャワー室の利用不可
	A	・事前予約が必要。活動開始の1週間前までに学生課へ「課外活動計画書」を提出し、原則2日前までに許可を得ること。 ・活動する際の人数は30名までとする。ただし、顧問、監督、教職員のいずれかが同席の場合、「課外活動計画書」を考慮して、人数制限を緩和することがある。 ・イベント【許可制】 ・シャワー室の利用不可
1.0	・事前予約が必要。活動開始の1週間前までに学生課へ「課外活動計画書」を提出し、原則2日前までに許可を得ること。 ・活動内容等によっては、顧問、監督、教職員の判断により活動人数の制限を行うことがある。 ・イベント【許可制】	
0	通常活動	

BCP レベル 2.0 における A、B の適用の判断は学長及び学生部長の協議による。

なお、学友会各機関（文化学園祭実行委員会、学生リーダー会 等）の活動についても上記基準に準ずる。

必要書類（運動部・文化部）

1. 課外活動計画書（大学指定書式）

＊1週間前までに学生課へ提出すること

2. 課外活動団体活動者確認名簿（オンライン入力）

＊活動後に報告すること

※団体に所属していない学生は活動を認められません。

※新規加入希望者による見学は別とする。

（必要書類については、ホームページよりダウンロードしてください）

書類に虚偽が発覚した場合については、厳重に処分します。

大会等について

試合開催1週間前より健康管理シートにて健康管理を徹底していただき、発熱・咽頭痛・呼吸器症状等のある学生がいる際は、対外試合を中止するなど適切な判断をお願いします。BCP レベル 2.5 および BCP レベル 2.0B の場合、公式戦等が予定されている団体に限り、指導者（顧問、監督）付き添いを条件に他県での対外試合（練習試合、合同練習）を許可する場合がありますので、学生課まで申請してください。

必要書類：【大会前】

1. 学外行事参加願（大学指定書式）

2. 学外行事参加者名簿（大学指定書式）

※大会の詳細がわかる書類（大会要項等）を添付してください。

※開催される1週間前までに提出してください。

【大会後】

1. 学外行事実施報告書（大学指定書式）

（必要書類については、ホームページよりダウンロードしてください）

施設の管理、予約等について

（体育館、運動場）

1. 学生課にて翌月の体育館、運動場の空き状況を確認。
2. 前月の25日までに「施設等使用願」にて使用日の予約を行う。
3. 使用した場所のモップ掛け及び原状復帰を行うこと。

（教室等）

1. 学生課にて使用を希望する教室の空き状況を確認。
2. 使用可能であれば「施設等使用願」にて申請。
3. 使用した教室、物品等は各自で原状復帰を行うこと。

（トレーニング室）

原則、個人への貸出はしていません。

トレーニング室を利用希望するサークル等は学生課にご相談ください。

※施設や教室の予約に必要な「施設等使用願」については、予約状況確認後に事務局窓口に備え付けてある書式をご使用ください。